

エコパーク 21
長期包括運営業務委託
要求水準書

平成28年7月
生駒市

目 次

第1章 総則	1
1 業務概要	1
2 一般事項	4
3 運営・維持管理条件	9
第2章 運営・維持管理体制	11
1 全体組織計画	11
2 労働安全衛生・作業環境管理体制	11
3 連絡体制	12
4 施設保安・防犯体制	12
5 見学者対応	12
6 市民対応	12
7 帳票類の管理	12
8 調査票の回答	12
9 本件施設への本市職員の常駐	13
10 地域経済への配慮	13
第3章 運転管理業務	14
1 基本事項	14
2 運転管理事項	15
第4章 維持管理業務	17
1 維持管理共通事項	17
2 本件施設の廃棄物処理設備に係る維持管理業務	20
3 本件施設の建築物及び関連設備等に係る維持管理業務	21
第5章 環境及び安全管理業務	23

第6章 防災管理業務	24
第7章 その他関連業務	25
別図. 1	26
別図. 2	27

第1章 総則

エコパーク 21 長期包括運営業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、生駒市（以下「本市」という。）がエコパーク 21 長期包括運営業務委託（以下「本業務」という。）を実施する受託者（以下「受託者」という。）に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本業務の基本的な内容について定めるものであり、本業務の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については募集要項等（エコパーク 21 長期包括運営業務委託募集要項第 1 章に定める募集要項、要求水準書、様式集、優先交渉権者決定基準、）に明記されていない事項であっても、受託者の責任において全て完備あるいは遂行すること。

1 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、本節（5）対象施設 で示すエコパーク 21（以下「本件施設」という。）へ搬入される一般廃棄物等を適正な価格をもって本件施設が有する高度な技術性能を発揮して処理することを目的とする。

なお、本件施設の技術性能の発揮とは、施設機器を稼働させ、その状況を監視し制御すると共に、本件施設の必要とする性能及び機能を正常、安定的に維持する目的で行う消耗部品又は予備品の取替え、注油、汚れ等の除去、設備の点検並びに補修（点検等により発見された不良箇所での修繕や部品交換等）により、施設の性能を常時最適な状態に保つことをいう。

ただし、搬入された一般廃棄物を本件施設で適正に処理するうえで稼働を停止できる機器については、常時最適な状態を保つ必要はない。また、本業務終了時には、本件施設での廃棄物の適正な処理が継続できる施設機器の状況を確保すること。

(2) 業務名

エコパーク 21 長期包括運営業務委託

(3) 業務実施場所

奈良県生駒市北田原町 2476 番地 8

(4) 業務内容

本業務における業務は、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、防災管理業務、その他関連業務である。

(5) 対象施設

施設名称	エコパーク 21
所在地	奈良県生駒市北田原町 2 4 7 6 番地 8
稼動開始	平成 13 年 4 月
処理能力	し尿等 80 kL / 日 (し尿 10 kL / 日・浄化槽汚泥 70 kL / 日) ※ 生ごみ 1.3 t / 日 (最大 2.6 t / 日)
処理方法	浄化槽汚泥混入率の高いし尿処理に対応した 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理 (活性炭吸着) (膜=吸引式回転平膜)
主要設備	1 受入・貯留設備 2 膜分離高負荷脱窒素処理設備 3 高度処理設備 活性炭吸着処理 4 消毒設備 接触槽 5 汚泥処理設備 高温高速メタン発酵方式 (メビウスシステム) + 汚泥堆肥化 ① 生ごみ受入設備 ② メタン発酵装置・汚泥脱水設備 ③ 堆肥化設備 袋詰装置 ④ 発電設備 ガス発電機能力 70 kw ガスホルダー容量 340 m ³ (170 m ³ × 2 基) 6 脱臭設備 【その他】 管理棟、門・囲障、植栽、駐車場、その他付帯設備
工事施工企業	三菱重工業株式会社

※本件施設に搬入される平群町汚泥は、浄化槽汚泥受入槽に投入している。

(注) 下水道放流の水質基準を遵守している中ではプラント設備を部分的に停止することができる。

(参考) 別図 1 として本件施設の位置図、別図 2 として本件施設の処理のしくみ図を添付する。

(6) 本件施設の立地条件

(ア) 都市計画事項

- (i) 用途地域 市街化調整地域
- (ii) 防火地区 指定なし (建築基準法第 22 条地域)
- (iii) 高度地区 指定なし
- (iv) 建ぺい率 70%
- (v) 容積率 400%

(イ) 道路

本件施設から国道 163 号線及び市道奈良阪南田原線までの道路である市道上北田原線は大型車両の通行が禁止であるため、薬剤の搬入及び補修工事等に伴い本件施設へ大型車両での往来がある場合は、生駒警察署の許可が必要となる。このとき警察への許可申請等の負担は受託者が負うこと。また、本件施設を大型車両にて往来する際は本件施設から国道 163 号線を通行すること。

(7) 業務準備期間 (引継期間)

平成 29 年 1 月 5 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(8) 業務期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日まで

(9) 業務範囲

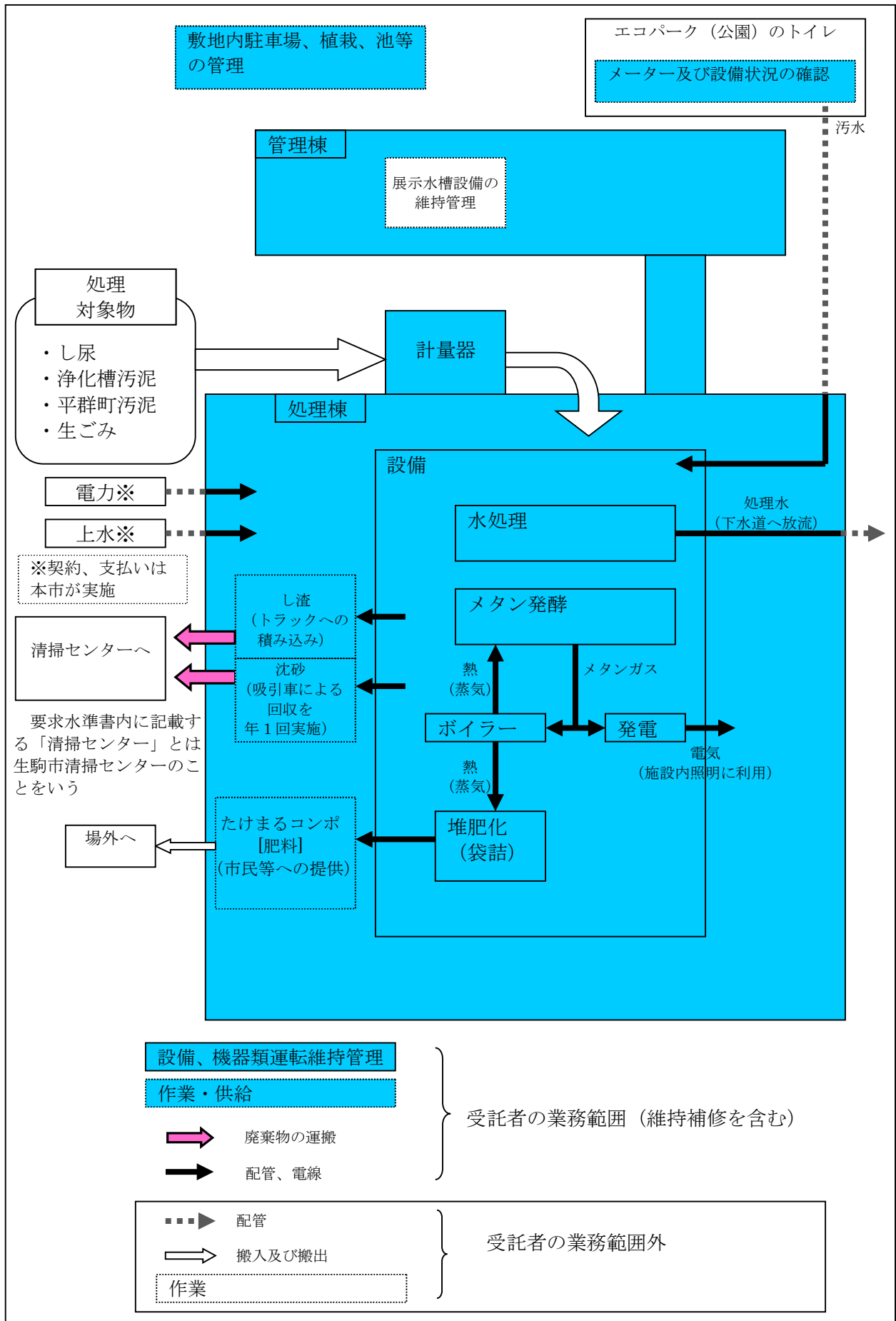


図 1.1.1 受託者の業務範囲

(10) 運転教育

受託者は、業務期間中の新たな常駐職員の配置が予定される場合は、運転教育計画を作成し、この計画に基づき、現場の作業に必要な技術の習得を行わせること。

2 一般事項

(1) 基本方針

受託者は本業務の運営・維持管理に当たって、本件施設が本市の循環型社会形成の中核の一つであること。又、地域住民・近隣市町村の理解・協力の上で運営されていることを十分自覚し、最適な運営・維持管理に配慮することとし、以下の基本方針を遵守すること。

(ア) 搬入物の適正処理

本件施設へ搬入されるし尿、浄化槽汚泥、生ごみ及び平群町汚泥を常に円滑、適正に処理できるよう配慮すること。

なお、平群町汚泥とは平群町内で収集されるし尿及び浄化槽汚泥であり、平成 27 年 1 月 20 日に締結した「生駒市と平群町の衛生施設の相互利用に関する覚書」に基づき本件施設で処理を行っている。

- ・安定した適正な運転の確保
- ・市民及び近隣市町村に安全性・安心感を与える施設の運営・維持管理

(イ) 環境の保全

地球環境、地域環境等に対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

- ・公害防止の配慮
- ・省エネルギー対策の構築
- ・リサイクル・再資源化への努力と積極的な推進

(ウ) 安全・安定確保

通常時において安全・安定性を確保するだけでなく、天災や事故等においても迅速に適切な対応が行えるよう安全に配慮し、安定した本件施設の維持管理を行うこと。

- ・本件施設の安全・安定性の確保
- ・天災や事故等の非常事態発生時における迅速・安全・確実なプラント設備の停止
- ・天災や事故発生後の二次災害の発生防止
- ・天災や事故等による設備損傷時のプラント復旧に向けた体制の整備

(エ) 経済性への配慮

本件施設の運営・維持管理を行うに当たり、効率的かつ効果的な業務運営を行い経済性には十分配慮すること。

- ・長期的視野及び大所高所に立った業務運営の確立
- ・業務運営組織の効率的な運用

(2) 要求水準書の遵守等

受託者は、要求水準書に記載される要件について、本業務の履行期間中遵守すること。

なお、要求水準書に記載がない場合においても、理にかなった効果的、経済的な手法があれば、本市に提案して協議の上、本市が承諾のうえで実施することができることとする。

(3) 関係法令等の遵守

受託者は本業務の履行期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。

表 1.2.1 に関係法令等の例を示す。

なお、法令等に基づき機器、設備及び構造物等を新たに設置しなければならない場合は、その費用は本市が負担するものとする。また、機器、設備及び構造物等が増設された場合、以後の維持管理については本市及び受託者が協議のうえ、その内容を決定する。

法令等	法令等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 都市計画法 建築基準法 建設業法 消防法 道路法 道路交通法 下水道法 水道法 環境基本法 水質汚濁防止法 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 大気汚染防止法 肥料取締法 労働基準法 労働安全衛生法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 航空法 電波法 有線電気通信法 電気事業法 電気工事士法 電気用品取締法 計量法 事務所衛生基準規則 危険物の規制に関する規則・政令	特定化学物質等障害予防規則 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 高圧ガス取締法 一般高圧ガス保安規則 有機溶剤中毒予防規則 酸素欠乏症等防止規則 電気設備に関する技術基準 電気機械器具防爆構想規格 溶接技術検定基準 (JIS Z 3801) 日本工業規格 (JIS) 日本農林規格 (JAS) 電気規格調査会標準規格 (JEC) 日本電気工業会標準規格 (JEM) 電線技術委員会標準規格 (JCS) 日本油圧工業会規格 (JOHS) 内線規程 電気供給規程 地方自治法 グリーン購入法 特定フロン排出抑制・使用合理化指針 し尿処理施設性能指針 生駒市環境基本条例 奈良県公害防止条例 生駒市の条例・規則等 生活環境影響調査 その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等

表 1.2.1 関係法令等例示

(4) 官公庁等の指導等

受託者は業務期間中、官公庁等の指導等に従うこと。なお、関係法令等改正に伴い本件施設の改修等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定める。

(5) 公害防止協定等

受託者は、本市と市内自治会等で締結している覚書及び協定書を遵守すること。

(6) 官公庁等への申請

受託者は、本市が行う本件施設の運営・維持管理に係る官公庁等への申請等に全面に協力し、本市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと。

(7) 本市及び官公庁等への報告

受託者は、本件施設の運営・維持管理に関して、本市及び官公庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、直ちに対応すること。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、本市の指示に従うこと。

(8) 周辺での事業等への協力

受託者は、本業務計画地内及び周辺で本市及び関係団体が行う事業等に対し、本市の要請に基づき協力すること。

(9) 本市等の検査等

本市等が受託者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査等を実施する時、受託者は、これに全面的に協力し、要求する資料等を直ちに提出すること。

(10) マニュアルの作成

受託者は、本業務遂行にあたり、以下のアからイについてのマニュアルを作成し、直ちに本市の承諾を得ると共に提出すること。また、提出したマニュアルに変更が生じた場合は、受託者は速やかに変更内容を反映したマニュアルを作成し直ちに本市の承諾を得ると共に提出すること。

(ア) 運営・維持管理マニュアル

運営・維持管理マニュアルの内容は、要求水準書 第2章 運営・維持管理体制、第3章 運転管理業務、第4章 維持管理業務、第5章 環境及び安全管理業務の内容及び本件施設の取扱説明書に基づき作成すること。なお、マニュアルに記載する主な内容については以下のとおりとする。

- ・各設備機器の操作方法及び手順
- ・設備機器及び建築設備等の点検方法及び頻度
- ・設備機器及び建築設備等の点検結果についての対応方法
- ・臭気、騒音振動等環境に関する法令等の基準に対する対応方法
- ・敷地内（設備機器、建築設備、駐車場、植栽等）の環境維持方法
- ・環境に配慮した行動計画
- ・設備機器の運転上の安全確認方法
- ・設備機器及び建築設備等点検及び整備時における危険予測及び対応方法

(イ) 防災管理マニュアル

防災管理マニュアルの内容は、要求水準書 第6章 防災管理業務の内容に基づくこと。なお、マニュアルに記載する主な内容については以下のとおりとする。また、防災管理マニュアルは緊急対応内容を含むものとし、緊急対応の内容については関係者が直ちに取り扱うことができるよう工夫すること。

- ・災害への備え、
- ・緊急事態における確認及び行動についての一般的な事項
- ・災害発生時の状況の確認（従業員の状況、機器設備の状況等）
- ・災害発生時の設備機器の停止方法
- ・災害発生時を含め設備機器の突発的な異常事態に対する対応方法
- ・関係機関への連絡

(11) 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ本件施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において本件施設の設計を最終的に取りまとめた図書をいう。なお、本件施設が竣工した後に行った設備の改良及び増設工事はその工事の完成図書及び報告書さらに現地の設備機器の状況から最新の情報を把握し業務を履行すること。また、搬入物の量及び性状等により設計値を上回る運転を行った過去の実績値は、本件施設の処理能力とみなすこと。

(12) 処理対象搬入物及び搬出物

本業務における処理対象搬入物及び搬出物は表 1.2.2 に示すとおりである。

表 1.2.2 処理対象搬入物及び搬出物

項目	内容
搬入物	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿 ・浄化槽汚泥 ・生ごみ ・平群町汚泥
搬出物	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料（市民等に提供） ・し渣（ホッパに貯留し一定の頻度でトラックにて清掃センターへ搬出） ・沈砂（各貯留槽に沈殿する砂及び異物を吸引車で回収し清掃センターへ搬出）

搬出物の搬出先は、本章 1（9）業務範囲を参照。また、搬出物の運搬費用、受入槽及び貯留槽の清掃に伴う沈砂及び夾雑物吸引作業費用は受託者が負担すること。なお、運搬先である清掃センターでの処理費用は本市が負担する。

(13) 公害防止基準

本業務における本件施設での公害防止基準は表 1.2.3 から表 1.2.6 のとおりである。なお、法律の改正及び地元協議等により次に示す数値に変更が伴う場合は、本市と受託者の双方協議のうえ見直しを行うこと。

また、本業務の履行以外の原因で基準を超える数値が報告された場合は、測定業者の報告内容を考慮し本市が基準を満足しているかの判断を行う。

(ア) 放流水基準

放流水基準を表 1.2.3 放流水基準に示す。本業務の履行において同表内の基準値を超えてはならない。なお、放流水は下水道へ放流するため、奈良県と生駒市との協定書の内容を理解し放流に支障を来さぬよう努めること。

表 1.2.3 放流水基準

区 分	基準値
温度	45℃未満
アンモニア性窒素	60mg/l 以下
pH	5 を超え 9 未満
BOD	100mg/l 以下
浮遊物質	150mg/l 以下
窒素含有量	240mg/l 以下
リン含有量	32mg/l 以下

(イ) 悪臭基準

敷地境界線及び排出口の基準を表 1.2.4 悪臭基準に示す。本業務の履行において同表内の基準値（施設性能値）を超えてはならない。

表 1.2.4 悪臭基準

特定悪臭物質	基準値	特定悪臭物質	基準値
アンモニア	1ppm 以下	メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下	硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下	トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下	スチレン	0.4 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下	ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下	イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

臭気濃度	基準値	臭気濃度	基準値
敷地境界線基準	10 以下	排出口基準	300 以下

(ウ) 騒音基準

本件施設から発生する騒音については、敷地境界線において表 1.2.5 騒音基準に示す基準とする。

表 1.2.5 騒音基準

昼間 AM8:00～ PM6:00	朝・夕 AM6:00～ AM8:00 PM6:00～ PM9:00	夜間 PM9:00～ 翌日 AM6:00
50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下

(エ) 振動基準

本件施設から発生する振動については、敷地境界線において表 1.2.6 振動基準に示す基準とする。

表 1.2.6 振動基準

昼間 AM8:00～PM7:00	夜間 PM7:00～翌日 AM8:00
60dB 以下	55dB 以下

(14) 用役条件

本件施設に適応する用役の条件は下記のとおりとする。

(ア) 上下水道等

原則として水道水を使用するものとし、上下水道に掛かる費用は生駒市が負担する。なお、運営にあたっては、使用量の節約に努めること。また、受託者の責において過剰に上下水道を使用した場合は、過剰分の費用は受託者が負担すること。

(イ) 電気

本件施設の受電方式は電力会社（関西電力）からの高圧 6.6kV 1 回線受電方式であり、この費用は生駒市が負担する。なお、運営にあたっては、使用量の節約に努めること。また、受託者の責において過剰に電気を使用した場合は、過剰分の費用は受託者が負担すること。

(ウ) 電話

受託者用外線は必要分を受託者が新規で引き込むこととし、新規の引き込みに係る費用及び使用料は受託者が負担すること。

(エ) ガス

ガスについては、給湯室及び風呂等の湯沸かし用であり、プロパンガスを使用しており、この費用は受託者が負担すること。

(オ) 燃料

ボイラーの燃料として、灯油を調達し、調達費用は受託者が負担すること。

(カ) 薬剤

水処理、汚泥脱水、悪臭処理及び脱硫等に適合する薬剤を調達し、調達費用は受託者が負担すること。

(キ) 油脂類

各設備、機器類等に適合する油脂類を調達し、調達費用は受託者が負担すること。

(15) 車両・重機等

本件施設の運転管理・維持管理に必要な車両・重機は受託者の負担で用意すること。

(16) 災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を本市が実施しようとする場合、受託者はその処理・処分に協力すること。

(17) 廃棄物の代替処理

本件施設へ搬入される廃棄物の受け入れが不可能な状態に陥った場合は、直ちにその旨を本市に報告し、本市及び受託者が協議の上、廃棄物の代替処理を行う。廃棄物の受け入れが不可能になった原因が受託者にある場合は、廃棄物の転送費用は受託者が負担すること。廃棄物の受け入れが不可能になった原因が本市にある場合は、廃棄物の転送費用は本市が負担する。なお、原因の所在に問わず処理費用は受託者の負担とする。

(18) 本業務の検証及び評価

本市及び有識者による本業務履行内容の検証を行うと共に、必要に応じて市民参加による意見の徴収を行う予定である。

この検証及び意見徴収結果から業務評価を実施し、受託者の業務実施内容及び今後の計画等に改善を図ることが可能な場合は、本市と受託者が協議のうえ、改善を実施できることとする。また、改善にあたり検証が必要な場合は、その検証のリスク分担を本市と受託者で協議し決定のうえ、検証することができることとする。

本市が求めた改善の結果において、維持管理費用の削減効果がある場合には、本市と受託者が協議のうえ、本業務の契約金額の減額を行うことができることとする。

3 運営・維持管理条件

(1) 運営・維持管理

本業務の運営・維持管理は、以下に基づいて行うこと。

(ア) 募集要項

- (イ) 要求水準書
- (ウ) 業務契約書
- (エ) 質疑応答書
- (オ) 業務提案書
- (カ) 業務提案書参考図書
- (キ) その他本市の指示するもの

(2) 計画書の作成と提出

受託者は、運転・維持管理計画、及び業務計画（全てを含め、以下「業務実施計画書」という。）を提出し、本市に確認を受けること。ただし、運営開始後直ちに必要となる、初年度の廃棄物処理計画等については、契約締結後1週間以内に提出し、本市に確認を受けること。

(3) 要求水準書記載事項

(ア) 記載事項の補足等

要求水準書に記載した事項は、本業務における基本的部分について定めたものであり、要求水準書に記載していない事項であっても、本件施設の運営・維持管理のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施すること。

(イ) 参考図書の取り扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

受託者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本件施設の運営・維持管理のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施すること。

第2章 運営・維持管理体制

1 全体組織計画

受託者は、本業務にかかる業務実施体制について、以下により適切な全体及び施設別の組織構成を計画すること。

(1) 有資格者の配置

本業務を行うに当たり必要最低限の資格を表 2.1.1 必要資格一覧表に示す。これに基づき、受託者は有資格者を必要人数配置し、施設の運営上必要となる資格者の選任及び届出等を行うこと。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に基づき設置する廃棄物処理施設技術管理士は、受託者が直接雇用する関係にあるものとし、常駐勤務とする。

表 2.1.1 必要資格一覧表

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理士	本件施設の維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
2級ボイラー技士	ボイラー取扱作業
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質の取扱作業
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業を行う場合、作業員の酸素欠乏症を防止
危険物取扱者	危険物取扱作業に関する監督及び現場従事者
電気工事士	電気設備修繕作業
低圧電気取扱業務特別教育終了	低圧配電盤露出開閉器の操作等低圧電気の取り扱い作業
クレーン運転特別教育（5 t未満）	場内設置のホイスト取扱作業
乾燥設備作業主任者	肥料製造に伴う乾燥設備の取扱作業
玉掛け技能講習終了	玉掛け作業

※その他運営管理を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。

(2) 人員の配置

本件施設の運転管理を適切に行うため、必要な人員配置を行うこと。

2 労働安全衛生・作業環境管理体制

受託者は、以下の労働安全衛生・作業環境管理体制を整えること。

(1) 管理体制の整備

労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等を整備すること。

(2) 管理体制の報告及び提出

整備した安全衛生管理体制について本市に報告し、安全衛生管理体制表を提出すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

3 連絡体制

受託者は、平常時の本市等への連絡体制を整備し、連絡体制表を提出すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

4 施設保安・防犯体制

受託者は、本件施設内の門並びに扉の施錠及び定期的な巡視等により、不審者等の侵入を防ぐため、以下の施設保安・防犯体制を整えること。なお、本件施設内において異常を確認した場合、直ちに連絡体制に基づき連絡を行うものとする。

(1) 保安・防犯体制の整備

本件施設等の保安・防犯体制を整備すること。

(2) 保安・防犯体制の報告及び提出

整備した施設保安・防犯体制について本市に報告し、施設保安・防犯体制表を提出すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

(3) 安全の確保

本件施設内保安を実施し、本件施設内の安全を確保すること。

(4) 来訪者の対応

必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

5 見学者対応

本件施設の見学を希望する者の予約受付、日程調整等は本市が行うこととし、受託者は、施設見学者の案内、説明等の対応を行うこと。また、見学者は初めて本件施設を訪問し、し尿処理施設を学習する人が多いことに留意して対応すること。受託者の説明範囲は本件施設に関することとする。

6 市民対応

受託者は、常に適切な運営・維持管理を行い、本市の要請がある時は本市とともに本件施設の運転状況等の説明を行い、市民及び周辺住民の理解、協力を得よう努めること。なお、市民等による意見等があった場合、受託者は本市と協議の上、適切な対応を行うための協力を行うこと。

7 帳票類の管理

受託者は、本業務の履行に伴い必要な帳票類を速やかに作成し、管理する。なお、本市より報告・提出を求めた場合は直ちに必要な書類を提出し、説明が必要な場合は説明を行うこと。

8 調査票の回答

受託者は、本件施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、本市の指示に基づき対応すること。

9 本件施設への本市職員の常駐

本件施設には、本市職員は常駐せず、本業務を担当する本誌職員は生駒市役所から必要に応じて本件施設へ向かう。

本市職員及び来訪者並びに見学者が直接的に使用する電気・水・トイレトペーパー等に係る経費は原則的に委託料に含まれることとする。

10 地域経済への配慮

受託者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守した上で、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮をすること。

第3章 運転管理業務

1 基本事項

受託者は、本業務の履行にあたって作成する運営・維持管理マニュアルに基づき、運転管理を行うこと。

(1) 廃棄物の受入管理

- (ア) 受付時間は、平日（月曜日から土曜日）の午前7時00分から午後3時00分までとする。なお、年末年始及び長期の連休等の臨時の受入が必要と予測される場合は、本市と受託者が協議のうえ受入について決定する。なお、収集を行わないことが市民生活に支障が出る可能性があるとして本市が判断した場合は、これにかかわらず、緊急で収集したものについて受け入れを行うこと。
- (イ) 搬入される廃棄物及び搬出物に対して適切な区分に従い、計量器（トラックスケール）にて計量記録を行うこと。また、搬入業者に必要な応じて搬入記録（計量記録）を提出すること。
- (ウ) 安全に搬入が行われるように搬入業者に対して案内及び指導を行うこと。また、必要に応じて搬入車両の運転員と連絡が取れるよう、本件施設内に指導員を配置し、搬入車両の誘導及び指示を行うこと。
- (エ) 生ごみを搬入しようとする者に対して、生ごみの性状、形状、内容について、本市が定める基準を満たしていることを確認すること。
- (オ) 生ごみが上記エの基準を満たさない場合は、適切な指導等を行い、以後の搬入が適切な状況となるように努めること。
- (カ) 明らかに搬入基準を満たしていない生ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、その旨を直ちに本市に報告すること。
- (キ) 搬入者への指導又は、協議について、明確に記録をとり本市へ提出すること。
- (ク) 搬入された廃棄物に処理不適物があった場合は、搬入者に持ち帰りさせること。
- (ケ) 搬入生ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (コ) 本市が行う搬入物検査において廃棄物の採取等に協力すること。

(2) 適正処理

- (ア) 関係法令等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- (イ) 水処理においては、必要頻度において搬入物及び各処理過程の水質を分析し、その結果を基に機器の設定及び薬剤の使用量を調整し、適正な水質を維持すること。
- (ウ) 生ごみの利活用を汚泥と共に行い、メタンガスによる発電及び汚泥の肥料化等の再資源化処理を行うこと。なお、生ごみの搬入量については、本業務委託期間内において日量最大2.6tの搬入を行い、その処理に努めること。

(3) 適正運転

関係法令、公害防止条件等を満たすように施設の各設備・機器を運転して、定期的に円滑で安定した運転管理をすること。

(4) 薬剤等の搬入

廃棄物の適正処理に必要な薬剤を発注しその受入を行い、各薬剤の特性を十分理解

したうえで事故の防止に努めること。なお、液体物を搬入する際は、貯留タンクの貯留許容範囲を超えてはならない。また、充填剤については、受託者の判断において内容物の入れ替えを行うこととし、廃材が生じる場合には、産業廃棄物として適正処理を行うこと。

(5) 処理工程の水質管理

- (ア) 各処理槽の状況を確認し、適切な機器の設定を行うための水質分析を行うこと。
このとき必要となる試薬等の消耗品は受託者が負担すること。
- (イ) 受託者が取り扱う試薬等は受託者の責任において管理すること。
- (ウ) 分析を行うことで生じる廃液は、産業廃棄物として適正に処理を行うこと。

(6) し渣等の搬出

- (ア) 資源化できないし渣等の廃棄物は、一定頻度において場外搬出を行うこととし、清掃センターへ搬出すること。なお、積み込み及び運搬は受託者が負担することとし、清掃センターで受け入れたし渣等の廃棄物の処分は本市が負担する。
- (イ) し尿及び浄化槽汚泥の受入槽及び貯留槽にて蓄積する沈砂及び夾雑物は一定の頻度で清掃を行うこと。このときの清掃及び運搬業務は受託者が負担することとし、清掃センターで受け入れた廃棄物の処分は本市が負担する。

(7) 計量結果の記録及び管理

廃棄物、し渣等を搬入・搬出する車両を記録・確認、管理するとともに搬入・搬出があった翌日（翌日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は次の平日）に本市に報告・提出すること。

(8) 肥料の製造、保管及び配布

発生する汚泥は原則全て肥料化すること。また、本件施設にて製造される肥料は汚泥発酵肥料として肥料取締法第7条の規定に基づき登録しており、肥料は必要事項を印刷した袋に袋詰を行うこととし、この時使用する袋の調達は受託者が負担する。なお、本業務の委託期間中に本件施設で製造する肥料についての検査が生じた場合は、受託者が対応することとし、肥料に係る申請手続き等が必要な時は、受託者は本市に協力をを行うこととする。

袋詰を行った肥料は希望する市民等に提供するものとし、受付及び配布は受託者が行うこととする。肥料の配布方法は受託者が本市と協議のうえ、本市の了承を得ることと決定する。ただし、配布方法を変更する場合は十分な周知期間を設け、生駒市の広報紙等により周知を行い、周知期間中においては原則としてこれまでの配布方法にて肥料を配布することとする。

(9) 処理水の放流

本件施設で発生する処理水は公共下水道へ放流するため、本市と奈良県との協定書等に基づき処理を行うこと。

2 運転管理事項

受託者は運転管理において下記の事項に十分留意すること。

(1) 運転管理体制

- (ア) 本件施設を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。
- (イ) 整備した運転管理体制について本市に提出・報告し、本市の承諾を得ること。
- (ウ) 運転管理体制を変更した場合は直ちに本市に提出・報告し、本市の承諾を得ること。

(2) 運転計画の作成

- (ア) 運転計画等の作成にあたっては、本市のし尿、浄化槽汚泥、生ごみ及び平群町汚泥の発生状況、メタンガスの発生状況、肥料の提供状況、し渣の搬出状況等を十分理解し計画を作成すること。
- (イ) 本市と協議のうえ、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市に提出し、本市の承諾を得ること。
- (ウ) 各月の運転にあたり年間運転計画に基づき、毎月、月間運転管理計画を作成し、本市に提出し、本市の承諾を得ること。
- (エ) 作成した年間運転計画及び月間運転管理計画に変更が生じる場合は、本市と協議のうえ、計画を変更し本市に提出すること。

(3) 運転管理記録の作成及び報告書の提出

各設備・機器の点検データ、運転データ及び電気等の用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、本市に提出すること。

なお、作成及び提出する運転管理記録については次の帳票も含むこと。

- (ア) 廃棄物搬入量実績表
- (イ) 日常水質分析結果
- (ウ) 肥料の製造数、提供数及び在庫状況報告書
- (エ) その他、本市が指定したもの

第4章 維持管理業務

受託者は、以下の維持管理項目において、本業務の履行にあたって作成する運営、維持管理マニュアルに基づき、適正に処置を行うこと。

1 維持管理共通事項

(1) 予備品・消耗品・備品・什器・物品・用役の調達計画

施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した予備品・消耗品・備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、提出すること。

(2) 予備品・消耗品・備品・什器・物品・用役の管理

調達計画に基づき調達した予備品・消耗品・備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるように適切に管理すること。また、管理にあたっては台帳を作成し、毎月本市に提出すること。

(3) 予備品・消耗品・備品・什器・物品・用役の業務終了時の取扱い

運営管理に必要な予備品・消耗品・備品・什器・物品のうち、受託者が新たに購入したものは、原則として受託者に帰属するものとするが、その取り扱いについては業務終了時に本市と協議すること。また、予備品、消耗品については、本市が業務期間開始時に、本市の所有するものを受託者に引き渡すので、受託者は、業務期間終了時には、施設の運転に必要な用役を補充し、業務期間開始時に本市から引渡しを受けた数量程度の予備品、消耗品を、本市に引き渡すこと。このとき、設備の改良に伴い予備品、消耗品の内容に変更がある場合は、変更後の内容に合わせ引き渡しを行うこと。

なお、引渡しに際して、受託者が数量一覧表を作成し双方で確認する。

(4) 施設の機能維持

本件施設の設備・機器等を適切に管理し、本件施設は第1章2(11)基本性能を業務期間にわたり維持すること。ただし、設備を機能回復のため補修した場合は、第三者機関により機能回復を確認するものとし、以後性能を維持すること。

(5) 機能向上の改良保全

本市と受託者は、本件施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、提案が行われた場合、本市と受託者は協議し改良保全ができることとする。

(6) 点検に関する考え方

維持管理業務に含まれる点検とは、受託者が本件施設の設備の機能の確認及び部品の定期交換対応等を行うと共に、計画的な運営に必要となる補修の時期及び計画の確認を行うものである。また、官庁検査の受検及び法定検査の実施を含む。

(7) 点検・検査計画

(ア) 受託者は、毎年度、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査実施計画書を作成・提出し、本市の承諾を得ること。

(イ) 点検・検査実施計画書は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の

内容（機器の項目、頻度等）を記載するものを受託者は作成・提出し、本市の承諾を得ること。

(ウ) 全ての点検・検査は、運転の安定性、安全性及び効率性を考慮し計画すること。

(8) 点検・検査の実施・報告

(ア) 受託者は(7)で作成する点検・検査計画に基づいて点検・検査を実施し本市へ書面にて報告すること。

(イ) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、受託者は臨時点検を実施し、点検結果に基づく対応を行い、直ちに正常な日常運転に復帰すること。

(ウ) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、業務期間中または本市との協議による年数保管すること。

(エ) 点検・検査結果報告書を作成し、本市に提出・報告すること。

(9) 補修に関する考え方

維持管理業務に含まれる補修とは、受託者が施設の基本性能を維持するために必要な設備の修理及び機器更新である。

(10) 補修計画の作成

(ア) 受託者は、設備の改良保全及び更新を含む補修計画内容を本市と協議の上決定し作成すること。また、補修計画策定にあたっては、季節変動（廃棄物搬入量、外気温等）を十分考慮すること。なお、平成27年度に実施したエコパーク21精密機能検査及び余寿命調査の結果に基づき水槽防食工事を実施する箇所に該当する水槽は防食工事を本業務運営開始後3年以内に実施すること。

(イ) 補修計画は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、その内容を補修計画に反映すること。

(ウ) 作成した補修計画は本市の承諾を得ること。

(11) 補修の実施

(ア) 受託者は(10)で作成した補修計画に基づき施設の補修を行うこと。

(イ) 補修に際しては、工事の要領を取りまとめた補修工事施工計画書を本市に提出し、承諾を得ること。

(ウ) 計画に含まれていない補修が緊急で必要な場合は本市と受託者の協議のうえ要求水準書の趣旨に基づき対応することとする。

(エ) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、業務期間中または本市との協議による年数保管すること。

(オ) 受託者が行うべき補修の範囲を表4.1.1補修の範囲に示す。

(カ) 施設的设计、施工に起因する故障、天災等の不可抗力による損傷等受託者の責に帰さないものについては、受託者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞無く本市に報告・提出すること。

表 4.1.1 補修の範囲

作業区分	概要	作業内容
点検	給油・点検清掃など簡易な保全作業により使用設備の維持管理をする。	給油・点検・清掃作業
	故障を未然に防止するため、定期的に点検を行う。	巡回点検（日常点検のチェックと指導を併せて実施）
	定期的に点検検査又は取替を行い、突発故障を未然に防止する。	分解点検検査、調整取替・精度検査
	法令等に定められる官庁検査、法定検査を期限内または、定められた頻度で実施する。	官庁検査受検、法定検査実施、各種検査に必要な手続きの実施
補修	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う修理をいう）	設備の分解 → 各部点検 → 機器又は部品の修正又は取替 → 組付 → 調整 → 精度チェック
	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常点検等で発見した不具合箇所の修理
	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	設備を更新する。	設備の部品の交換や部分的な修繕では設備の回復が見込まれない場合、設備を入替
	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整
	その他維持補修	建屋外壁、敷地内道路の舗装、囲障等の補修

※表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

(12) 施設の保全

受託者は、施設の照明・採光設備、衛生設備、空調設備、防災設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

(13) 施設の清掃

受託者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、悪臭が無い状況を維持し、常に美観を損なわずに清潔な環境を維持すること。

2 本件施設の廃棄物処理設備に係る維持管理業務

本件施設の廃棄物を処理するための各設備が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか以下により行うこと。

(1) 維持管理の点検及び検査

維持管理における点検・検査例を表 4.2.1 法定検査項目（参考）に示す

表 4.2.1 法定検査項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則	
2	ボイラー設備	労働安全衛生法 ボイラー圧力容器安全規則	
3	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規程
4	消防用設備	消防法 同法施行規則 点検 総合試験	6ヶ月に1回 1年に1回
5	危険物地下タンク	消防法 維持管理 点検	定期 1年に1回
6	エレベーター	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査（月例検査） 定期自主検査（年次検査） 性能検査	1ヶ月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
7	計量機	計量法 定期検査	2年に1回
8	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

(2) 点検・検査の実施・報告

作成及び提出・報告する点検・検査結果には次の帳票を含めること。

- (ア) 現場点検リスト
- (イ) 電気月例点検表（受変電設備）
- (ウ) ディストリビューティッドコントロールシステム（DCS）監視用帳票
- (エ) その他、本市より指示された帳票、点検表

3 本件施設の建築物及び関連設備等に係る維持管理業務

(1) 建築物等の定義

- (ア) 建築物とは要求水準書の第1章1(5)対象施設の内、土地に定着する工作物で、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいい、建築設備を含むものとする。
- (イ) 関連設備とは、建築物に設ける電気設備、通信設備、空調設備、防災・消防設備、ガス設備、エレベーター等の建築設備のほか、駐車場、構内道路、植栽等の外構、その他倉庫、避雷針等を含む。ただし、太陽光発電設備及び電気自動車急速充電器は対象外とする。
- (ウ) その他本業務において必要な車両・重機等を含む。

(2) 業務対象

建築物の屋根・外壁、内装(天井・壁・床)、建具、階段、付帯する工作物並びに建築設備、外構(植栽含む)等とする。ただし、管理棟内の展示水槽設備については、電気及び上水の供給以外の維持管理に関する業務は対象外とする。

(3) 業務内容

- (ア) 建築物点検保守業務
受託者は建築物施設の劣化に伴う機能低下を防ぎ性能を維持するよう、建築物各所の点検・保守を行う。ただし、日常の点検・保守では補いきれない建築物の老朽化に伴う外壁の全面改修、屋根の防水の全面張り替え、敷地内道路の全面的な舗装工事は業務対象外とする。
- (イ) 建築設備維持管理業務
受託者は建築設備の性能を維持し、円滑な業務遂行が可能となるように、建築設備の監視・点検・整備・保守管理を行う。(法令点検も含む。)また、ビル管理法に基づく衛生環境の保持に努めること。
- (ウ) その他関連設備等の機能維持
受託者は、設備・機器等を適切に管理し、その他関連設備等は第1章2(11)基本性能に基づき業務期間に渡り維持すること。
- (エ) 設備などの維持管理における点検・検査について、本市がエコパーク21包括運營業務委託を実施する以前に実施していた委託業務を表4.3本業務の範囲において本市がこれまで実施している保守点検等の委託契約業務(参考)に示す。
- (オ) 見学者等第三者の眼に留まる箇所は、塗装等を整えて常に美観には留意すること。
- (カ) その他、軽微な内容については本市の指示に従うこと。

表 4.3 本業務の範囲において本市がこれまで実施している
保守点検等の委託契約業務（参考）

No	業務名	内容
1	エレベーター保守点検業務	リモート点検システムによる監視及び保守点検
2	自動扉保守点検業務	管理棟 2 台 処理棟 8 台 保守点検（3 ヶ月に 1 度）
3	消防用設備等点検業務	消防用設備について点検（年 2 回）
4	電気工作物保安業務	電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理業務
5	空調機・換気扇点検業務	空調機、送風機等保守点検（年 1 回）
6	管理棟清掃業務	管理棟の日常的な清掃業務（平日の午前中に作業）
7	植木剪定業務	植え木の剪定等

第5章 環境及び安全管理業務

受託者は、以下の環境及び安全管理項目において、本業務の履行にあたって作成する運営、維持管理マニュアルに基づき、適正に対応、処置を行うこと。

(1) 環境保全基準

- (ア) 関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (イ) 管理運営に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- (ウ) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本市と協議すること。

(2) 環境保全計画

- (ア) 業務期間中、環境保全基準の遵守状況の確認、敷地内の良好な景観維持、本業務の従事者の環境に配慮した行動について方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承認を得ること。なお、水質、臭気、騒音振動等の測定調査は本市が計量証明事業所と業務契約を締結し測定を行う。本市が行う測定の項目及び頻度は、エコパーク 21 水質分析等検査業務委託仕様書に基づくものとする。但し、項目及び頻度は本市の判断により変更となる場合がある。また、受託者は、必要に応じて本市の測定とは別に計量証明事業所による測定を行うことができるものとする。
- (イ) 受託者は環境保全計画に基づき、環境保全計画基準の遵守状況を確認すること。
- (ウ) 環境保全基準の遵守状況について、本市に報告すること。

(3) 安全管理基準

- (ア) 労働安全衛生法を遵守した安全管理基準を定めること。
- (イ) 本業務の運営に当たり、安全管理基準を遵守すること。
- (ウ) 法改正等により安全管理基準を変更する場合は、本市と協議すること。

(4) 安全管理計画

- (ア) 業務期間中、安全管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた安全管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (イ) 安全管理基準に基づき、安全管理基準の遵守状況を確認すること。
- (ウ) 安全管理基準の遵守状況について本市に報告すること。
- (エ) 作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器具等は、定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (オ) 日常点検、定期点検整備等により、労働安全衛生上、本件施設改善の必要のある場合は、本市と協議のうえ実施すること。
- (カ) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
- (キ) 従事者に対して定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (ク) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については、事前に本市に連絡し、訓練実施後は本市へ報告書を提出すること。
- (ケ) 本件施設内の整理整頓及び清掃の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第6章 防災管理業務

受託者は、以下の防災管理項目において、本業務の履行にあたって作成する防災管理マニュアルに基づき、適正に対応、処置を行うこと。

(1) 緊急事態発生時の対応

自然災害及び突発的な事故等が発生した場合に、従事者が適切な行動を迅速に実施できるための備えとして、一般的な対応方法を明確にし、本件施設に常駐する従事者が把握すること。また、代表的に考えらえる緊急事態の発生に対する対応を確認すること。

(2) 自主防災組織の整備

(ア) 台風、大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防及び本市等への連絡体制を整備し、速やかに本市に報告し、連絡体制表を本市へ提出すること。

(イ) 連絡体制を変更した場合は、速やかに本市に報告し、変更した連絡体制表を本市へ提出すること。

(3) 設備の点検及び改善

日常点検、定期点検整備等の実施結果から、防災管理上改善を必要とする場合は、本市と協議のうえ、本件施設の改善を行うこと。

(4) 防災訓練の実施

(ア) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

(イ) 防災訓練等の結果は速やかに本市へ報告書を提出すること。

(5) 二次災害の防止

(ア) 天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保すること。

(イ) 環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を迅速且つ安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

(6) 事故報告書の作成

(ア) 事故が発生した場合は、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。

(イ) 報告後、直ちに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

(7) BCP（事業継続計画）の作成

(ア) 天災、事故等により本件施設の設備に故障等の大規模な被害が生じることを想定し、BCP（事業継続計画）を本市と協議のうえ策定すること。

(イ) BCP（事業継続計画）に基づく本件施設の復旧に係る費用は本業務の範囲外とする。

第7章 その他関連業務

受託者は、以下のその他関連業務項目において適正に対応し、処置を行うこと。

(1) 清掃

敷地内の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。ただし、管理棟2階事務所については、本市が他の団体に貸し出しを行っている間は、その団体が清掃を行う。

(2) 搬入車両等の安全確保

本件施設及びその周辺において、搬入車両の通行における障害物の撤去及び無断駐車への退去の啓発等を実施し、関係車両の通行の安全を確保すること。

(3) 敷地内の池及び植栽の管理

景観を損なわないよう、本件施設敷地内の池及び植栽等の維持管理として清掃及び剪定等を定期的に行い、不具合が生じた箇所については必要な養生及び修繕等を実施すること。特に見学者等第三者の眼につく場所は特に留意すること。

(4) 駐車場の管理

本件施設内の駐車場については、隣接するいも山公園及び体育施設の利用者の駐車場を兼ねており、各施設の利用時間に応じて駐車場の利用時間が変わることから、その時間に対応した門の開閉を行うこと。

(5) 高山ため池用水

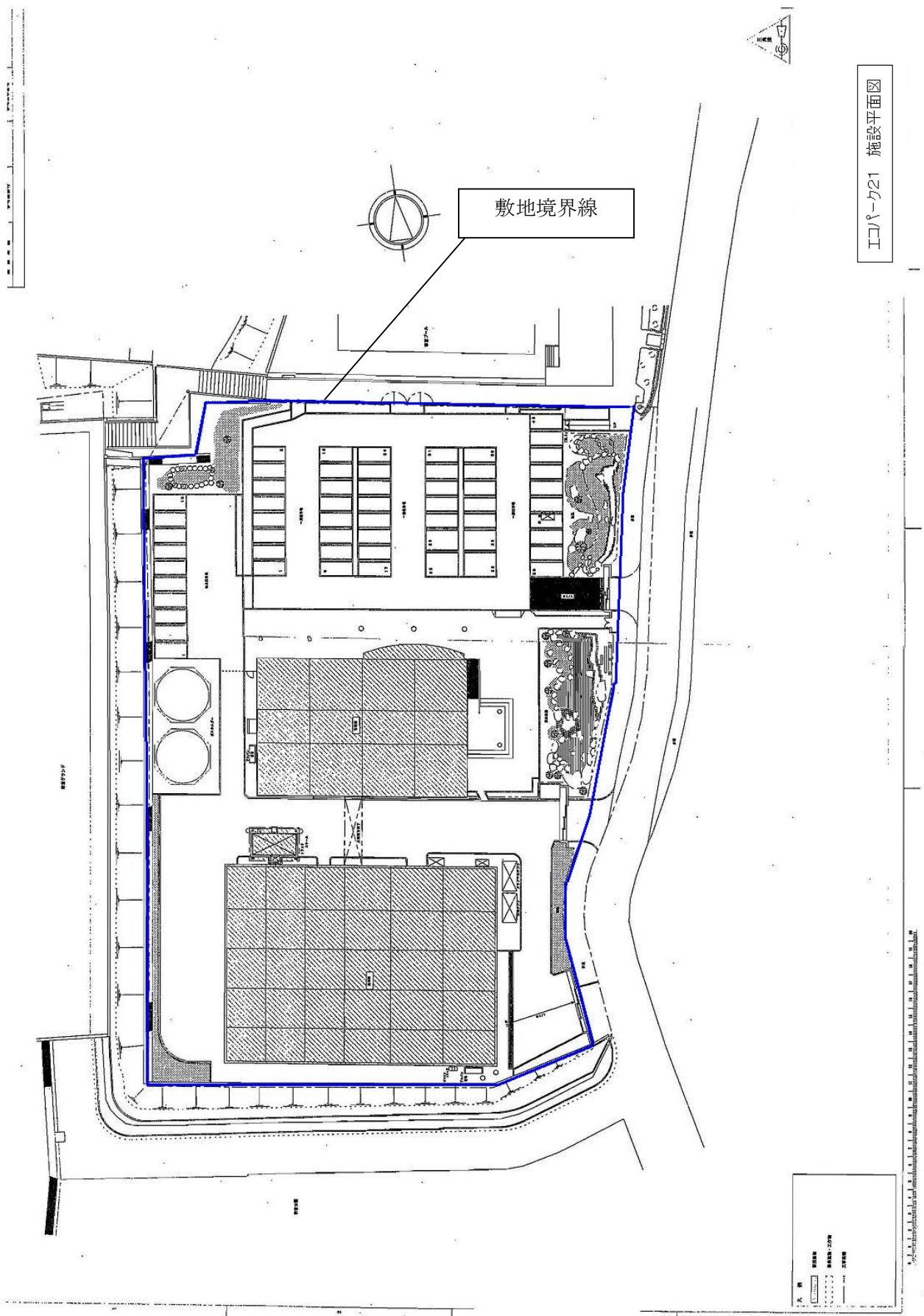
(ア) 本件施設内の池の水として高山ため池用水を活用しており、高山ため池用水が供給可能な状況では、本件施設内の池に送水している。この高山ため池用水を送水するポンプ設備の維持管理は本業務に含む。

(イ) 高山ため池用水はプラント用水として利用できる状況にあるが、本件施設のプラント設備に負荷や消耗を与えることとなるため、プラント用水としての利用は行わないこと。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(ウ) 高山ため池用水の費用は本市が負担する。

(6) 保険

業務期間中に生じ得るリスク管理に係る方針・対策について検討すると共に、本業務の運用上必要と考える保険に加入すること。



エコパーク21のしくみ

別図. 2

